

# 子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業

- 報告書 -

平成 25 年 3 月

内閣府 子ども若者・子育て施策総合推進室

## 目次

第1章 設置・運営モデル事業の概要.....	3
Ⅰ 事業の目的 .....	3
1 事業の背景 .....	3
2 事業の対象と役割 .....	3
Ⅱ 事業の概要 .....	6
1 実施地域 .....	6
2 実施内容 .....	6
Ⅲ 事業の実施結果概要 .....	8
1 中央企画委員会 .....	8
2 地方企画委員会・ユースアドバイザー定例会議・ユースアドバイザー養成講習会 .....	27
3 評価シンポジウム .....	29
第2章 設置モデル地域における実施成果と課題 .....	44
Ⅰ 設置モデル地域においてみられた成果 .....	44
1 協議会設置に向けた取組 .....	44
2 協議会設置に向けた準備段階における成果と事例 .....	45
Ⅱ ユースアドバイザーの養成における成果 .....	65
1 全体的な成果 .....	65
2 養成講習会に関する成果 .....	67
Ⅲ 設置モデル地域における実施結果 .....	72
1 広島県 .....	72
2 大分県 .....	81
3 新潟市 .....	88
4 名古屋市 .....	96
5 石狩市 .....	102
6 若狭町 .....	109
7 天理市 .....	118
8 大田市 .....	126
9 勝央町 .....	134
10 石垣市 .....	142
第3章 運営モデル地域における実施成果と課題 .....	150
スーパーバイズ事業において設定した重点事項とスーパーバイザー .....	150
運営モデル地域における実施結果 .....	152

1	札幌市 .....	152
2	横浜市 .....	162
3	愛知県豊橋市 .....	171
4	徳島県上板町 .....	180
5	北九州市 .....	187

# 第1章 設置・運営モデル事業の概要

## I 事業の目的

### 1 事業の背景

近年、我が国の子ども・若者をめぐる様々な問題は深刻化しており、これらの子ども・若者の社会的自立の遅れに対する立ち直り支援の充実強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、内閣府が開催した「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」(平成16年9月～平成17年6月)においては、地域における若者の自立支援体制を整備するため、若者の自立支援に対応する専門的な相談員(ユースアドバイザー)を養成することが提言されている。この提言を受け、内閣府では、平成19年度において、ユースアドバイザーの研修・養成プログラム(以下「研修・養成プログラム」という)を開発するとともに、研修において使用する教材を作成したところである。

これらの背景を踏まえ、平成20年度に「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」(9地域)として開始され、引き続き平成21年度において、青少年センター(少年補導センター、青少年支援センター等を含む。以下同じ)を中心として15地域(以下「実施地域」という)において事業を実施した。

更に平成21年7月には、いわゆるニートやひきこもり等困難を有する子ども・若者への支援を内容とする「子ども・若者育成支援推進法」(以下「法」という)が成立した。

本事業は、平成22年4月の法の施行を受け、都道府県・市町村青少年担当部局等を調整機関として、子ども・若者支援地域協議会(法第19条第1項。以下「協議会」という)において様々な問題を有する子ども・若者を関係機関・団体等と連携して総合的に支援する体制を整備する「子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業」(以下「モデル事業」という)を実施し、得られた成果を全国に普及させることにより、協議会の設置促進、設置後の運営効率化を図るものである。

### 2 事業の対象と役割

#### (1) 若者支援施策の対象者と目的

##### A 施策の対象者

いわゆるニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者

##### I 施策の目的

子ども・若者が抱える様々な問題状況に応じて適切な支援を行い、就学や就労、その前の段階としての社会参加等社会的自立へと導くこと。

## (2) 本事業が担う役割

### ア 協議会設置に向けた検討・準備

法に基づき、協議会設置に向けて、関係機関のネットワーク形成、協議会の在り方、設置・運営に向けて求められる取組及び課題を整理する。

### イ 協議会設置後の運営支援

協議会の設置後において、協議会の組織体制、予算措置等の運営方法の確立及び総合相談窓口の設置や実際の支援に係る課題の整理、外部スーパーバイザーによる現場での運営支援を行う。

### ウ 人材育成

#### ユースアドバイザーの養成

「研修・養成プログラム」に基づき、原則として子ども・若者支援に関わる機関等の相談員や支援員をユースアドバイザー（ユースアドバイザー：若者の自立支援に対応する専門的な相談員）として養成するために、養成講習会を実施する。

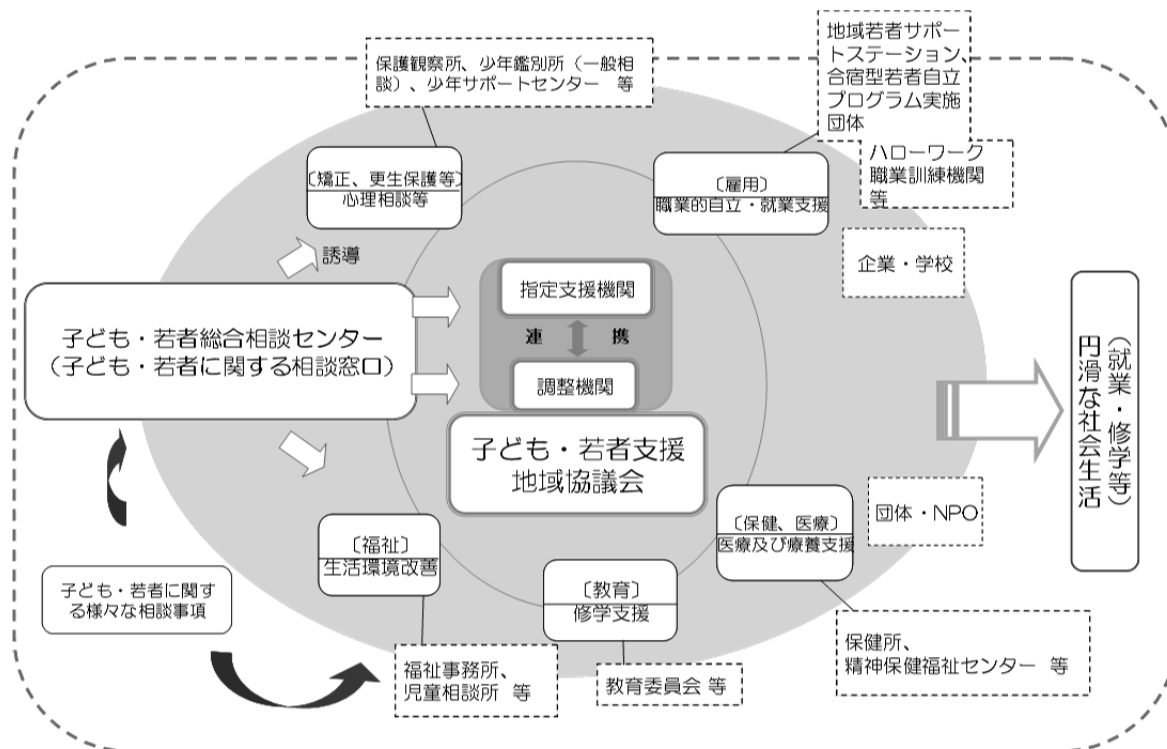
#### 調整機関の業務を担う人材の情報共有・課題整理・対応方策検討のための場の設置

協議会の調整機関（又は調整機関を担う予定の未設置地域担当者）において調整事務を担う人材同士の情報共有・課題整理・対応方策を検討するための場を実施する。

### エ 地域における子ども・若者支援に関連した社会資源の把握と普及啓発

モデル事業実施地域における社会資源一覧（本年度において新たにモデル事業を開始した地域は「支援機関マップ」、昨年度からの継続地域は「支援機関リーフレット」（支援機関マップをコンパクトな冊子にしたもの）を作成し、各地域における若者支援に関わる機関の把握と可視化を行うことで、関係機関・支援員及び支援対象者等に対して社会資源に関する情報提供を行う。

図表 1 参考：子ども・若者支援地域協議会概要及び役割



出典：「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（内閣府 HP）より